

岩手県告示第 514 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 113 条の規定に基づき、指定介護療養型医療施設の指定の辞退があった。

平成 19 年 6 月 22 日

岩手県知事 達 増 拓 也

介護保険事業所番号	施設の名称	施設の場所	指定の辞退の効力の発生年月日
0310116389	孝仁病院	岩手県盛岡市中太田泉田 28 番地	平成 19 年 5 月 31 日